

1 障害者のための国際シンボルマーク

このマークは、障害者のリハビリテーション事業を実施する世界80数か国の各国団体及び国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会（Rehabilitation International）によって、障害者が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示すシンボルマークとして、採択決定されたものである。

またこのマークは、国際標準化機構（ISO）の公共案内図記号として、1984年ISO-7000として制定されている。

なお、各国においてこのマークの普及使用にあたって、マークの作成、法的保護及び使用制限などに関しては、各国の責任にまかされるが、シンボルマークが適切に広く利用されるとともに、普及されることによって、障害者が直面している建築上及びその他の障害を一般地域住民に対し理解を高めるためのものであるとして、次のようなシンボルマークの製作や、使用方法に関しての見解を示している。

（詳細については日本障害者リハビリテーション協会 03(5273)0601に照会されたい。）

国際シンボルマークを掲示するための最低条件

| | |
|--------|---|
| 玄関 | 地面と同じ高さにするほか、階段のかわりに又は階段のほかに、ランプ（傾斜路）を設置する。 |
| 出入口 | 80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。 |
| ランプ | 傾斜は1/12（こう配4.5°強）以下とする。室内外を問わず、階段のかわりに又は階段のほかに、ランプ（傾斜路）を設置する。 |
| 通路・廊下 | 130cm以上の幅とする。 |
| トイレ | 利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。 |
| エレベーター | 入口幅は80cm以上とする。 |

シンボルマークは10cm角以上45cm角以下が望ましい。色は対比を明確にするために、ブルーか黒字に白のマーク、またはその逆とする。

